

令和6年度

高齢者のインフルエンザ予防接種の一部公費負担のご案内

予防接種法に基づく、高齢者のインフルエンザ予防接種を推進するために、次のとおり料金の一部を負担します。

◆対象者

清水町に住所を有し、接種日に満 65 歳以上になる人

* 60 歳以上 65 歳未満で、心臓・腎臓または呼吸器の機能に障害があり、自己の身の日常生活活動が極端に制限される程度の障がい有する人及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方も含みます。

◆助成期間

令和6年10月1日から令和7年1月31日

* ワクチンの供給状況により接種開始日が医療機関によって異なる場合がありますので、医療機関にお問い合わせください。

◆接種料金負担額

接種料金の一部(1,500 円税込)を清水町が負担します

* 生活保護世帯の方は全額清水町が負担します

◆実施場所

町内医療機関(清水赤十字病院、だい内科医院、前田クリニック、御影診療所)

◆接種方法

各医療機関に直接お申し込みの上、健康保険証、町民であることが証明できるものを持参の上、接種してください。

医療機関	電話番号	住 所	予約
清水赤十字病院	6 2 - 2 5 1 3	南 2 条 2 丁目	必要
だい内科医院	6 9 - 3 5 5 5	南 4 条 4 丁目	不要
前田クリニック	6 2 - 2 0 3 2	南 1 条 4 丁目	必要
御影診療所	6 3 - 2 3 2 0	御影西 2 条 3 丁目	不要

※長期入院中又は施設入所されている方については、入院医療機関・施設に接種希望の旨をお伝えください。町と医療機関・施設が調整し料金補助をいたします。

＜問い合わせ先＞ 清水町役場 保健福祉課 健康推進係 電話 0156-67-7320

インフルエンザ予防接種説明書

～接種前に必ずお読みください～

1 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。典型的な症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。高齢の方や、免疫力が低下している方などは、肺炎を伴うなど重症化しやすく、入院や死亡の危険性も高まります。

2 インフルエンザの予防

発症や重症化を予防するには、人込みを避け、手洗い・うがい・マスクの着用、換気や加湿をするなどの基本的な感染症対策と、流行前に予防接種を受けることが大切です。

3 インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種は、感染を完全に阻止する効果はありませんが、発症を一定程度防ぐ効果、重症化（肺炎、脳炎など重い合併症）や死亡を防ぐ効果が認められています。

なお、予防接種を受けてから十分な効果が続く期間は、接種後約2週間後から約5ヶ月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておく必要があります。基本的には、65歳以上の方は1シーズン1回の予防接種で効果があります。

4 接種対象者など

法律で定められたインフルエンザの予防接種の対象者は、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方で、心臓やじん臓、呼吸器の機能に障がいがあり、身の周りの日常生活を極端に制限される程度の障害を有する方や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいを持つ方です。

しかし、予防接種を受けることの義務はなく、ご本人が接種を希望する場合のみに予防接種を行います。また、接種を受けるご本人が、麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、認知症状があって正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります（最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法にもとづく接種はできません）。

5 インフルエンザ予防接種の副反応

接種後に注射の跡が腫れたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、僅かながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもあります。通常2～3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。

非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などがあらわれることがあります。

6 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

インフルエンザの予防接種について、資料をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、市町村担当課に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

① 明らかに発熱のある人

一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

③ インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人

「アナフィラキシー」とは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身の発疹、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

上の①～③に入らなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

① 心臓病、じん臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人

② 前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを思わす異常がみられた人

③ 今までにけいれんを起こしたことがある人

④ 今までに中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人

⑤ 今までにぜん息と診断されたことがある人

⑥ インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある人

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。

② インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。

③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。

④ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

7 その他

(1) 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、インフルエンザにり患、あるいはり患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

(2) 副反応が起こった場合

予防接種の後まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師（医療機関）の診療を受けてください。そのほか、分からない時は下記へお問い合わせください。

(3) 予防接種被害救済制度

予防接種法に基づくインフルエンザの予防接種により重篤な健康被害が発生した場合は、法による救済措置があります。健康被害を受けた本人等が申請を行い、予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合に受けることができます。

【お問い合わせ先】

清水町保健福祉センター内 保健福祉課健康推進係 ☎0156-67-7320